



鳥取県公報

平成 30 年 3 月 2 日 (金)
号外第 16 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県災害救助法施行細則の一部を改正する規則 (4) (福祉保健課) 4
- 鳥取県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則 (5) (子育て応援課) 11

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県災害救助法施行細則の一部を改正する規則について

1 規則の改正理由

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 救助のために支出することができる費用の限度額を次のとおり引き上げる。

救 助 の 種 類	支出することができる費用の限度額		
	改正後	現 行	
応急仮設住宅（建設型仮設住宅）の設置（1戸当たり）	5,516,000円	2,660,000円	
炊き出しその他による食品の給与（1人1日当たり）	1,130円	1,110円	
学用品の給与（1人当たり）	小学校児童	4,400円	4,300円
	中学校生徒	4,700円	4,600円
	高等学校等生徒	5,100円	5,000円
障害物の除去（1世帯当たり）	135,100円	134,800円	

(2) 救助のために支出することができる費用の限度額を次のとおり引き下げる。

救 助 の 種 類	支出することができる費用の限度額			
	改正後	現 行		
避難所の設置	冬季（10月1日から翌年3月31日まで）の燃料費を加算しない。	冬季（10月1日から翌年3月31日まで）の燃料費を加算する。		
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯に対して行う場合）	夏季（4月1日から9月30日まで） 5人世帯	52,900円	53,000円	
	冬季（10月1日から翌年3月31日まで）	3人世帯	54,900円	55,000円
		4人世帯	64,200円	64,300円
		5人世帯	80,800円	80,900円
住宅の応急修理（1世帯当たり）	574,000円	576,000円		
埋葬（1体当たり）	大人	210,200円	210,400円	
	小人	168,100円	168,300円	

(3) 救助に従事させた者に支出する日当の額を次のとおり改める。

職 別	支出することができる日当の額	
	改正後	現 行
医師及び歯科医師	22,900円	21,700円
薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士	14,800円	14,300円
保健師、助産師、看護師及び准看護師	14,900円	14,500円
救急救命士	14,100円	14,600円
土木技術者及び建築技術者	15,900円	15,600円
大工	20,300円	19,800円
左官	19,500円	19,000円
とび職	20,500円	19,900円

- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則について

1 規則の改正理由

- (1) 成長ホルモン治療について小児慢性特定疾病医療費受給者証に記載することとされたこと等に伴い、所要の改正を行う。
- (2) 企業主導型保育事業の地域枠定員を把握するため、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 小児慢性特定疾病医療費医療受給者証について、成長ホルモン治療の有無の記載欄を設ける。
- (2) 小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書について、新法又は旧法の適用区分の記載欄を削る。
- (3) 届出保育施設等事業開始届出書及び届出保育施設等運営状況報告書について、企業主導型保育事業の地域枠定員の記載欄を設ける。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、公布日とする。

規 則

鳥取県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第4号

鳥取県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県災害救助法施行細則（昭和35年鳥取県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第1（第5条関係） 救助の程度、方法及び期間</p> <p>1 避難所及び応急仮設住宅の供与</p> <p>（1）避難所</p> <p>ア 略</p> <p>イ 避難所は、学校、公民館等の既存建物の利用を原則とする。ただし、これらの既存建物を得ることができないときは、野外に仮小屋を設置し、<u>天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施する。</u></p> <p>ウ 避難所設置のため支出することができる費用は、次のとおりとし、<u>1人1日当たり320円以内とする。</u></p> <p>（ア）～（カ） 略</p> <p>エ <u>福祉避難所（高齢者、障がい者その他の避難所での生活において特別な配慮を必要とする者に供与する避難所をいう。）を設置した場合は、当該特別な配慮のために必要なその地域における通常の実費をウの金額に加算することができる。</u></p> <p>オ <u>避難所での生活が長期にわたる場合等にお</u></p>	<p>別表第1（第5条関係） 救助の程度、方法及び期間</p> <p>1 避難所及び応急仮設住宅の供与</p> <p>（1）避難所</p> <p>ア 略</p> <p>イ 避難所は、学校、公民館等の既存建物の利用を原則とする。ただし、これらの既存建物を得ることができないときは、野外に仮小屋を設置し、又は<u>天幕の設営</u>により実施する。</p> <p>ウ 避難所設置のため支出することができる費用は、次のとおりとする。</p> <p>（ア）～（カ） 略</p> <p>エ <u>ウに掲げる費用は、次に掲げる額の範囲内とする。ただし、高齢者、障がい者その他日常生活において特別な配慮を必要とする者に供与する避難所にあつては、当該特別な配慮のために必要なその地域における通常の実費を次に掲げる額に加算した額の範囲内とする。</u></p> <p>（ア）基本額 <u>避難所設置費 1人1日当たり 320円</u></p> <p>（イ）加算額 <u>冬季（10月1日から翌年3月31日まで）の燃料費 知事が別に定める額</u></p>

いては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館その他の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。

カ 略

(2) 応急仮設住宅

ア 応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設型仮設住宅（建設して供与する応急仮設住宅をいう。以下同じ。）又は借上型仮設住宅（民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅をいう。以下同じ。）の供与その他適切な方法により供与する。

イ 建設型仮設住宅の供与については、次に掲げるところによる。

(ア) 設置に当たっては、公有地の利用を原則とする。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。

(イ) 福祉仮設住宅（高齢者、障がい者その他日常生活において特別な配慮を必要とする複数の者に供与する施設であつて、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第2項に規定する老人居宅介護等事業その他これに類する事業を利用しやすい構造及び設備を有するものをいう。）を建設型仮設住宅として設置することができる。

(ウ) 1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて知事が別に定めるものとし、その設置のため支出することができる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、5,516,000円以内とする。

(エ) 建設型仮設住宅は、災害発生の日から

オ 略

(2) 応急仮設住宅

ア 応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに供与する。

イ 応急仮設住宅は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第2項に規定する老人居宅介護等事業その他これに類する事業を利用しやすい構造及び設備を有する施設とすることができる。

ウ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出することができる費用は、1戸当たり2,660,000円以内とする。

20日以内に着工し、速やかに完成するものとする。

(オ) 建設型仮設住宅を供与することができる期間は、建設型仮設住宅の完成の日から2年以内とする。

(カ) 同一敷地内又は近接する地域内に設置した建設型仮設住宅の戸数が、おおむね50戸以上である場合にあっては居住者の集会等に利用するための施設を、50戸未満の場合にあっては戸数に応じた小規模な施設を設置することができる。

(キ) 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のため支出することができる費用は、その地域における通常の実費とする。

ウ 借上型仮設住宅の供与については、次に掲げるところによる。

(ア) 1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてイ(ウ)に定める規模に準ずるものとし、その借上げのため支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、その地域の実情に応じて知事が別に定める額とする。

(イ) 災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供しなければならない。

(ウ) 借上型仮設住宅を供与できる期間は、借上型仮設住宅の供与の日から2年以内とする。

エ 応急仮設住宅の設置については、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに完成するものとする。

オ 応急仮設住宅を供与することができる期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。

カ 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。

キ カの施設の1施設当たりの規模及び設置のため支出することができる費用は、知事が別に定める。

ク 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げによることができる。

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

ア 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行う。

イ 略

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出することができる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,130円以内とする。

エ 炊き出しその他による食品の給与を実施することができる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(2) 略

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）、船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失し、又は毀損したこと等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

(2) 略

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額以内とする。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季〔4月1日から9	円 18,400	円 23,700	円 34,900	円 41,800	円 52,900	円 7,800

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

ア 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要のある者（以下「被災者」という。）に対して行う。

イ 略

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出することができる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,110円以内とする。

エ 炊き出しその他による食品の給与を実施することができる期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、この期間内に3日分以内を現物により支給することができる。

(2) 略

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）、船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

(2) 略

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季〔4月1日から9	円 18,400	円 23,700	円 34,900	円 41,800	円 53,000	円 7,800

月30日まで						
冬季 [10月1日から翌年3月31日まで]	円	円	円	円	円	円
	30,400	39,500	54,900	64,200	80,800	11,100

備考 略
イ 略
(4) 略

4 略

5 被災者の救出

- (1) 被災者の救出 (捜索を含む。以下同じ。) は、災害のため現に生命及び身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して行う。
- (2) 被災者の救出のため支出することができる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費とし、その地域における通常の実費とする。
- (3) 被災者の救出を実施することができる期間は、災害発生の日から3日以内とする。

6 被災した住宅の応急修理

- (1) 略
- (2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり574,000円以内とする。
- (3) 略

7 生業に必要な資金の貸与

- (1)・(2) 略
- (3) 生業に必要な資金の貸与として貸付けをすることができる金額は、次の額以内とする。

ア・イ 略

(4)・(5) 略

8 学用品の給与

- (1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失し、又は毀損したこと等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課

月30日まで						
冬季 [10月1日から翌年3月31日まで]	円	円	円	円	円	円
	30,400	39,500	55,000	64,300	80,900	11,100

備考 略
イ 略
(4) 略

4 略

5 災害にかかった者の救出

- (1) 災害にかかった者の救出 (捜索を含む。以下同じ。) は、災害のため現に生命及び身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して行う。
- (2) 災害にかかった者の救出のため支出することができる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費とし、その地域における通常の実費とする。
- (3) 災害にかかった者の救出を実施することができる期間は、災害発生の日から3日以内とする。

6 災害にかかった住宅の応急修理

- (1) 略
- (2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり576,000円以内とする。
- (3) 略

7 生業に必要な資金の貸与

- (1)・(2) 略
- (3) 生業に必要な資金の貸与として貸付けをすることができる金額は、次の額の範囲内とする。

ア・イ 略

(4)・(5) 略

8 学用品の給与

- (1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含

程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行う。

(2) 略

(3) 学用品の給与のため支出することができる費用は、次の額以内とする。

ア 略

イ 文房具及び通学用品費

小学校児童 1人当たり 4,400円

中学校生徒 1人当たり 4,700円

高等学校等生徒 1人当たり 5,100円

(4) 略

9 埋葬

(1)・(2) 略

(3) 埋葬のため支出することができる費用は、1体当たり大人210,200円以内、小人168,100円以内とする。

(4) 略

10 略

11 死体の処理

(1)～(3) 略

(4) 死体の処理のため支出することができる費用は、次に掲げる額以内とする。

ア～ウ 略

(5) 略

12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去

(1) 略

(2) 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、当該市町村内において障害物の除去を行った世帯に係る費用の1世帯当たりの平均が135,100円以内とする。

(3) 略

13 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用

(1) 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用は、次に掲げる救助に必要な範囲とする。

ア 被災者の避難に係る支援

イ 略

む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行う。

(2) 略

(3) 学用品の給与のため支出することができる費用は、次の額の範囲内とする。

ア 略

イ 文房具及び通学用品費

小学校児童 1人当たり 4,300円

中学校生徒 1人当たり 4,600円

高等学校等生徒 1人当たり 5,000円

(4) 略

9 埋葬

(1)・(2) 略

(3) 埋葬のため支出することができる費用は、1体当たり大人210,400円以内、小人168,300円以内とする。

(4) 略

10 略

11 死体の処理

(1)～(3) 略

(4) 死体の処理のため支出することができる費用は、次に掲げる額の範囲内とする。

ア～ウ 略

(5) 略

12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去

(1) 略

(2) 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり134,800円以内とする。

(3) 略

13 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用

(1) 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用は、次に掲げる救助に必要な範囲とする。

ア 被災者の避難

イ 略

<p>ウ <u>被災者の救出</u> エ～キ 略 (2)・(3) 略</p> <p>別表第2 (第13条関係) 実費弁償</p> <p>1 令第4条第1号から第4号までに規定する者 (1) 日当 日当は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる額を支給する。</p> <p>ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり <u>22,900円</u></p> <p>イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 1人1日当たり <u>14,800円</u></p> <p>ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1人1日当たり <u>14,900円</u></p> <p>エ 救急救命士 1人1日当たり <u>14,100円</u></p> <p>オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり <u>15,900円</u></p> <p>カ 大工 1人1日当たり <u>20,300円</u></p> <p>キ 左官 1人1日当たり <u>19,500円</u></p> <p>ク とび職 1人1日当たり <u>20,500円</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>ウ <u>災害にかかった者の救出</u> エ～キ 略 (2)・(3) 略</p> <p>別表第2 (第13条関係) 実費弁償</p> <p>1 令第4条第1号から第4号までに規定する者 (1) 日当 日当は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる額を支給する。</p> <p>ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり <u>21,700円</u></p> <p>イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 1人1日当たり <u>14,300円</u></p> <p>ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1人1日当たり <u>14,500円</u></p> <p>エ 救急救命士 1人1日当たり <u>14,600円</u></p> <p>オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり <u>15,600円</u></p> <p>カ 大工 1人1日当たり <u>19,800円</u></p> <p>キ 左官 1人1日当たり <u>19,000円</u></p> <p>ク とび職 1人1日当たり <u>19,900円</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 略</p>
---	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第5号

鳥取県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県児童福祉法施行細則（平成3年鳥取県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																							
<p>様式第2号（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">（表面）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">※ 協・組・船・共・ 国（市町村）・国 （それ以外）</p> </div> <p style="text-align: center;">小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書 （新規・更新・変更）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px auto; width: fit-content;">略</div> <p>上記のとおり、小児慢性特定疾病医療費の支給を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者氏名 ㊤ （氏名を自署する場合は、 押印を省略することができる。）</p> <p style="text-align: center;">鳥取県 事務所長 様</p> <p>注 略</p> <p style="text-align: center;">（裏面）</p> <p>支給認定基準世帯員（受診者と同じ医療保険に加入する者）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">フリガナ 世帯員氏名</th> <th style="text-align: center;">個人番号</th> <th style="text-align: center;">受診者との続柄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="height: 40px;"></td><td></td><td></td></tr> <tr><td style="height: 40px;"></td><td></td><td></td></tr> <tr><td style="height: 40px;"></td><td></td><td></td></tr> <tr><td style="height: 40px;"></td><td></td><td></td></tr> <tr><td style="height: 40px;"></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	フリガナ 世帯員氏名	個人番号	受診者との続柄																<p>様式第2号（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">（表面）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">※ 協・組・船・共・ 国（市町村）・国 （それ以外） <u>新制度対応・経過措置対応</u></p> </div> <p style="text-align: center;">小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書 （新規・更新・変更）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px auto; width: fit-content;">略</div> <p>上記のとおり、小児慢性特定疾病医療費の支給を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者氏名 ㊤ （氏名を自署する場合は、 押印を省略することができる。）</p> <p style="text-align: center;">鳥取県 事務所長 様</p> <p>注 略</p> <p style="text-align: center;">（裏面）</p> <p>支給認定基準世帯員（受診者と同じ医療保険に加入する者）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">世帯員氏名</th> <th style="text-align: center;">個人番号</th> <th style="text-align: center;">受診者との続柄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="height: 40px;"></td><td></td><td></td></tr> <tr><td style="height: 40px;"></td><td></td><td></td></tr> <tr><td style="height: 40px;"></td><td></td><td></td></tr> <tr><td style="height: 40px;"></td><td></td><td></td></tr> <tr><td style="height: 40px;"></td><td></td><td></td></tr> <tr><td style="height: 40px;"></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	世帯員氏名	個人番号	受診者との続柄																		
フリガナ 世帯員氏名	個人番号	受診者との続柄																																						
世帯員氏名	個人番号	受診者との続柄																																						

--	--	--

略

【所得区分】 略

様式第2号の2（第4条関係）
（表面）

小児慢性特定疾病医療費医療受給者証		略	
略			
受診者	略		
	疾患群番号		
	成長ホルモン治療の有無		有・無
	略		
略			

（裏面）

略

略

様式第39号（第27条関係）

届出保育施設等事業開始届出書

年 月 日

職 氏 名 様

届出保育施設等の事業を開始しましたので、児童福祉法第59条の2第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

郵便番号

住 所

（団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名	号	との続柄
世帯員氏名	個人番号	受診者との続柄
世帯員氏名	個人番号	受診者との続柄
世帯員氏名	個人番号	受診者との続柄

略

【所得区分】 略

様式第2号の2（第4条関係）
（表面）

小児慢性特定疾病医療費医療受給者証		略	
略			
受診者	略		
	疾患群番号		
	略		
	略		

（裏面）

略

略

様式第39号（第27条関係）

届出保育施設等事業開始届出書

年 月 日

職 氏 名 様

届出保育施設等の事業を開始しましたので、児童福祉法第59条の2第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

郵便番号

住 所

（団体にあつては、主たる事務所の所在地）

フリガナ
届出者 氏 名 ㊟
(団体にあつては、名称及び
代表者の氏名)
電話番号

略							
区分	0歳 児	1歳 児	2歳 児	3歳 児	4歳 から 就学 前ま での 幼児	合計	
入 所 定 員	定員	人	人	人	人	人	人
	企業 主 導 型 保 育 施 設 に あ つ て は 、 地 域 枠 の 定 員						
略							
略							

注1 企業主導型保育施設とは、子ども・子育て支
援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て
両立支援事業の対象となる保育事業に係る施設
をいう。

2 地域枠の定員とは、企業主導型保育施設の入
所定員のうち、施設の設置者又は施設の設置者
と施設を利用する契約を締結した企業に雇用さ
れている者の監護する児童以外の児童に係るも
のをいう。

フリガナ
届出者 氏 名 ㊟
(団体にあつては、名称及び
代表者の氏名)
電話番号

略							
区分	0歳 児	1歳 児	2歳 児	3歳 児	4歳 から 就学 前ま での 幼児	合計	
入 所 定 員	定員	人	人	人	人	人	人
略							
略							

注

3 届出日の前日において保育に従事している職員の配置数及び勤務体制に関する書類（保育士又は看護師の資格を有する職員及び保育士又は看護師の資格を有する職員以外の職員のそれぞれの1日の勤務延べ時間数を8で除して得た数を記載すること。）の添付をもって、「届出日の前日において保育に従事している職員の配置数及び勤務体制」欄への記入に代えることができる。

添付書類 略

様式第42号（第30条関係）

届出保育施設等運営状況報告書

年 月 日

職 氏 名 様

届出保育施設等の運営状況について、児童福祉法第59条の2の5第1項の規定により、次のとおり報告します。

郵便番号

住 所

（団体にあつては、主たる事務所の所在地）

フリガナ

報告者 氏 名 ㊤

（団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

略							
区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳から就学前までの幼児	合計	
入所定員	定員	人	人	人	人	人	人
	企業主導型保育施設に						

届出日の前日において保育に従事している職員の配置数及び勤務体制に関する書類（保育士又は看護師の資格を有する職員及び保育士又は看護師の資格を有する職員以外の職員のそれぞれの1日の勤務延べ時間数を8で除して得た数を記載すること。）の添付をもって、「届出日の前日において保育に従事している職員の配置数及び勤務体制」欄への記入に代えることができる。

添付書類 略

様式第42号（第30条関係）

届出保育施設等運営状況報告書

年 月 日

職 氏 名 様

届出保育施設等の運営状況について、児童福祉法第59条の2の5第1項の規定により、次のとおり報告します。

郵便番号

住 所

（団体にあつては、主たる事務所の所在地）

フリガナ

報告者 氏 名 ㊤

（団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

略							
区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳から就学前までの幼児	合計	
入所定員	定員	人	人	人	人	人	人
	企業主導型保育施設に						

あ っ て は 、 地 域 枠 の 定 員							
	人	人	人	人	人	人	人
略	略						

略							

注1 企業主導型保育施設とは、子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業の対象となる保育事業に係る施設をいう。

2 地域枠の定員とは、企業主導型保育事業の入所定員のうち、施設の設置者又は施設の設置者と施設を利用する契約を締結した企業に雇用されている者の監護する児童以外の児童に係るものをいう。

3 報告日の前日において保育に従事している職員の配置数及び勤務体制に関する書類（保育士又は看護師の資格を有する職員及び保育士又は看護師の資格を有する職員以外の職員のそれぞれの1日の勤務延べ時間数を8で除して得た数を記載すること。）の添付をもって、「届出日の前日において保育に従事している職員の配置数及び勤務体制」欄への記入に代えることができる。

添付書類 略

注

報告日の前日において保育に従事している職員の配置数及び勤務体制に関する書類（保育士又は看護師の資格を有する職員及び保育士又は看護師の資格を有する職員以外の職員のそれぞれの1日の勤務延べ時間数を8で除して得た数を記載すること。）の添付をもって、「届出日の前日において保育に従事している職員の配置数及び勤務体制」欄への記入に代えることができる。

添付書類 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。